

流量計による汚水排出量の認定申請について

1 事前協議に必要な書類

- (1) 汚水排出量減量申告書
- (2) 給排水図面（流量計設置図面）
- (3) 流量計の仕様書
- (4) 流量計製造業者等が発行する精度に関する証明書
- (5) 流量計の精度を保つための設置条件、点検等の条件が記載されている資料
- (6) 流量計算の手法及び計算例並びに計測方法フロー図
- (7) 係数を用いる場合においては、その係数が適合していることを示す根拠資料
- (8) 点検・メンテナンス計画書
- (9) 誓約書

2 流量計の要件

流量計は下記の(1)又は(2)に該当しなければならない。

- (1) 日本産業規格B 7 5 5 7に適合していること。
- (2) 下記の要件を全て満たしていること。
 - ア 流量計の製造業者が、計量法第40条第1項の規定による事業の届出を行った者であること。
 - イ 最大許容器差が、日本産業規格B 7 5 5 7に定める基準を満たしていること。
 - ウ 静水時（静止時）に0立方メートルを計測していること。
 - エ 停電時でも測定記録が残るものであること。
 - オ 調整装置及び補正装置を流量計の外部で接続するときは、封印できること。
 - カ 係数の変更ができる場合にあっては、日量、更正係数に係る数値及び変更履歴について少なくとも1年間の記録を確認することができること。

3 その他

- (1) 流量計の故障等で測定が困難な状況となった場合は、直ちにその旨を報告してください。なお、その際の汚水排出量の認定は、市が定めた認定方法により行います。
- (2) 仕様書等で定められた方法及び頻度で点検等を行い、速やかにその点検結果を報告してください。
- (3) 流量計を交換するときや廃止するとき、必ず報告してください。